

岡山海区漁業調整委員会指示令和6年度第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和6年12月17日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

1 制限する漁業の種類

かご漁業

2 制限区域

岡山県海面であって第2種共同漁業権建網漁業の区域内

3 操業上の制限

かご漁業を操業しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）次の事項については、漁業権者の同意又は指示によること。

① 操業場所

② 持ちかご数

③ かごの大きさ

④ 網目等

（2）他種漁業の漁具敷設中は、当該漁業の操業を妨げないこと。

4 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等については、適用しない。

5 指示の有効期間

令和7年1月1日から令和9年12月31日まで